

議案第69号 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

それでは、議案第69号「大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を説明します。

今回の条例改正は、1点目の住宅セーフティネット法の一部改正に伴う条例改正、2点目の市営住宅の用途廃止に伴う条例改正をそれぞれ行うものです。

施行日については、1点目が公布の日又は住宅確保要配慮に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日で、2点目は公布の日から施行するものです。

3ページをお願いいたします。まず、1点目の住宅セーフティネット法の一部改正に伴う条例改正の経緯については、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の一部改正により、条例で引用している「居住支援法人」に関する規定が第40条から第59条に繰り下げられたことから、条ずれの整理を行うものです。

4ページをお願いいたします。

2点目の市営住宅の用途廃止に伴う条例改正については、昭和第三団地の一部を用途廃止するものです。用途廃止を行う住棟としては、簡易耐火構造平屋建て、1棟5戸で、耐用年限が経過し、入居者の住み替えも完了したことから、「大津市住宅マネジメント計画」に基づいて用途廃止を行うものです。

なお、用途廃止後の市営住宅の管理戸数については、5戸減の2,775戸になります。

今後のスケジュールですが、2月通常会議におきまして用途廃止及び当初予算の議決を得られましたら、令和7年度には建物の解体に向けた実施設計業務を行ってまいります。

5ページ目以降は、改正条文の新旧対照表です。

以上、簡単ですが説明といたします。よろしくお願いいたします。